

【イギリス】2020年漁業法の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2020年11月23日、EU離脱後の英国独自の法的枠組みとして、漁業目標、英国海域への外国籍漁船の侵入禁止、助成制度等を規定する2020年漁業法⁵が制定された。

1 背景と経緯

これまで英国は、EUの共通漁業政策（Common Fisheries Policy: CFP）¹の枠組みの下で、各加盟国に割り当てられる漁獲可能量等に従い、漁業を行ってきた。他の加盟国も割当てに応じて、英国領海内で漁業を行うことが可能であった。2016年のEU離脱の決定に伴い、英国独自の漁業政策を行う必要性が生じたため、政府は、2018年1月公表の「25か年環境計画」²内で、EU離脱後の持続可能な漁業に関する政策目標を示した。同年7月には漁業白書³において、健全な海洋環境の優先を強調し、後に漁業法案に盛り込まれる施策の詳細が示された。

漁業法案は、2018年10月25日に下院に提出されたが、2019年12月12日に総選挙が行われたため、審議途中で廃案となった。総選挙後、漁業法案は、同月19日の女王演説で政府提出予定法案の1つとして挙げられ⁴、前会期の法案の骨子を受け継ぐ形で2020年1月29日に上院に提出、下院での審議と一部修正を経て、2020年11月23日に2020年漁業法⁵が制定された。

2 2020年漁業法の概要

この法律は、全55か条及び11附則から成る。法律の構成は、漁業目標、共同漁業声明及び漁業管理計画（第1条～第11条）、英国漁場へのアクセス権及び外国籍漁船に関する規則（第12条～第13条）、漁船への漁業許可証発行（第14条～第18条）、アクセス権及び漁業許可証発行：違反及び派生的修正（第19条～第22条）、漁業機会（第23条～第27条）、廃棄防止のための課徴金枠組み（第28条～第32条）、助成金及び課徴金（第33条～第35条）、追加規定を設ける権限（第36条～第42条）、雑則（第43条～第49条）、末尾規定（第50条～第55条）となっている。施行日については、一部（2021年3月1日施行）を除き大部分が、法律の制定日と同日、EU離脱の移行期間終了日の2020年12月31日、又は制定日から2か月後の2021年1月23日に施行された（第54条）。主な規定は、以下のとおりである。

（1）漁業目標、共同漁業声明、漁業管理計画（第1条～第11条）

第1条から第11条までは、8つの漁業目標、その目標を達成するための方針を示す共同漁業

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ 概要については、「EUの共通漁業政策」駐日欧州連合代表部 <<https://eumag.jp/feature/b1012/>> を参照。

² Department for Environment Food and Rural Affairs, “Policy paper at a glance: summary of targets in our 25 year environment plan,” GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/25-year-environment-plan/25-year-environment-plan-our-targets-at-a-glance>>

³ Department for Environment Food and Rural Affairs, “Sustainable fisheries for future generations,” July 2018, pp.15-17. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/722074/fisheries-wp-consult-document.pdf>

⁴ 女王演説については、瀧澤和子「【イギリス】2019-20年会期の予定法案」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, p.17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480102_po_02830107.pdf?contentNo=1>を参照。

⁵ Fisheries Act 2020 c.22. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/22/contents>>

声明（Joint Fisheries Statement: JFS）及び JFS に基づく漁業管理計画の策定について規定する。8つの漁業目標とは、①持続可能性、②予防（水産資源の持続可能収獲量の維持、管理）、③生態系、④科学的根拠（漁業関連の科学的データの収集及び共有）、⑤混獲（最低限の保護基準サイズ未満の魚の捕獲回避又は削減）、⑥平等なアクセス（英国漁船に対する国内全海域へのアクセス保障）、⑦国益、⑧気候変動（悪影響を最小限に抑制）をいう（第1条）。

漁業政策当局⁶は、漁業目標を達成するための方針を示す文書である JFS を、法律制定日から2年（2022年11月23日）が経過する前に作成し、公表しなければならない。JFS には、次を記すものとする。①漁業政策当局が、漁業管理計画において漁業目標をどのように解釈し、どのように適用したかを説明する記述、②第25条の漁業機会の分配⁷に基づく、漁獲割当量（catch quota）と漁獲努力割当量（effort quota）⁸の分配に関する漁業政策当局の方針、③実施中及び実施予定の漁業管理計画のリスト（第2条）。漁業政策当局は、JFS 公表日から6年以内の適時及びそれ以降直近の再検討の日から6年ごとに JFS の再検討を行う義務を負う（第3条）。

JFS において漁業管理計画の作成と公表を指示された漁業政策当局は、漁業管理計画を作成し、公表しなければならない。漁業管理計画は、関連機関、水産資源の種類、地理的領域及び計画の有効性を監視するための指標を指定するものとする（第6条）。漁業管理計画は、「一つ以上の水産資源を持続可能なレベルに復活させる、又は維持するための政策を定めた文書」と定義される（第2条）。漁業政策当局は、漁業管理計画の公表日から6年以内の適時及びそれ以降直近の再検討の日から6年ごとに漁業管理計画の再検討を行う義務を負う（第8条）。

（2）外国籍漁船の侵入禁止、漁業許可証、罰則（第12条～第22条）

英国の漁業許可証（license）を持たない外国籍漁船に対して、英国領海への侵入（第12条）及び領海内での操業（第16条）を禁止する。英国籍漁船も、漁業許可証なしに操業を行うことはできない（第14条）。漁業許可証は、イングランドでは海洋管理機関が、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは各大臣が、それぞれの所管海域での活動を認めるために発行するものであり、場所、期間、時間、漁獲可能な魚の種類と数量、漁獲の方法に制限を課すことができる（第17条）。第12条及び第16条の禁止事項に違反し、略式起訴された場合、当該漁船の船長又は所有者（企業の場合、役員）は、罰金刑に処され、漁業許可証を剥奪され、漁具を没収される（第19条、第20条）。

（3）助成制度の新設（第33条）

主務大臣は、海洋環境の保全強化回復、漁業又は養殖活動の促進開発、漁獲割当量又は漁獲努力割当量に関する取決めの改善等を目的として、財政支援を行うことができる（第33条）。これは、EUの欧州海洋漁業基金⁹に類似した助成制度である。

⁶ 主務大臣（環境・食料・農村地域省大臣）、イングランドの海洋管理機関、スコットランド大臣、ウェールズ大臣、北アイルランド省の5者を指す。英国の漁業管理は、4地域の行政機関に委ねられており、それぞれが異なるアプローチをとっていた。2012年に、英国の漁業管理に関する協定が締結され、船舶免許、漁獲割当量の管理と配分について英国内の各地域で共通の慣行が確立されている。

⁷ 第25条は、各地域の漁業政策当局は、漁獲割当量と漁獲努力割当量（後掲注(8)）を分配する際、透明性、客観性があり、環境、社会経済的要因に関する基準（特に①漁業が環境に与える影響、②漁業関連の規制要件をこれまで遵守してきたか、③漁業の地域経済への貢献度、④過去の漁獲割当量を考慮したもの）を用いなければならないと規定する。

⁸ 漁獲を得るために投入される漁船の隻数や漁具数等のこと。「漁獲物データ等の利用と調査船調査について」『平成29年水産白書』水産庁ウェブサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h29_h/trend/1/t1_2_1_1.html>

⁹ 2014年から2020年まで欧州委員会と加盟国が共同実施した財政支援策で、新規雇用創出とEU沿岸域住民の生活の質向上を目的とし、総額64億ユーロが投じられた。1ユーロは約129.8円（令和3年10月分報告省令レート）。